



SAMURAI

# DO YOU KNOW THE PROFESSIONAL OF THESE?

# 士業をご存知!?



行政書士



土地家屋調査士



税理士



弁護士



司法書士



社会保険労務士



会計士



不動産鑑定士



公認会計士



中小企業診断士



海事代理士

## 医療機関に特化した問題社員・能力不足社員への法的対応実務セミナー

7/10(木)14:00 ~ 16:00

デイライト法律事務所セミナールーム

一般3000円(税別)、顧問先無料

24名

0120-748-645

(デイライト法律事務所・医業情報部)

## 弁護士法人デイライト法律事務所

代表 宮崎晃

弁護士になった当初から顧問先等の労働事件を数多く扱い、労働問題に関して絶対的な強みをもつている。企業法務に携わる弁護士として、「トラブルの発生を未然に防止すること」が最も大切なことを認識し、企業等に対して、積極的にセミナーを開催している。

■ 博多区博多駅前2-1-1福岡朝日ビル7F  
■ 0120-783-645 H <http://www.daylight-law.jp>  
■ 受付/平日9:00 ~ 21:00

## 医

療機関が抱えている経営上の特殊な問題点に、診療報酬の未回収、職員が専門職であることから生じる労使問題があります。

### 報酬債権回収プログラム

厚生労働省の調査によると、未回収額は一病院当たり年間平均700万円以上、全国3058病院で220億円にも上ります。

交渉や訴訟全てを弁護士に依頼するなど安心して任せられるのですが、費用が高額になるうえ、相手へのプレッシャーが強すぎるというデメリットがあります。

当事務所ではデメリットを解消する、報酬債権回収プログラムの策定と受託を行っています。▼報酬債権回収のための書式データの作成と提供▽個々の特性・状況に合わせた回収スケジュールの立案

## 医療機関特有の債権回収、労使問題対策を考える

弁護士法人デイライト法律事務所 代表 宮崎晃

と指導・助言▽ご依頼により債権回収を行う一というものです。  
ぜひご相談ください。

### 問題職員への法的対応

医療機関は職場に女性が多い、職員の離職率が高い、職員の拘束時間が長いといった特殊性があるため、労使问题是特殊性を踏まえた対応が必要です。

専門職のため、複数の職場に勤務経験がある人が多いのですが、調べてみると前の職場で同じようなトラブルを起こしていたというケースがあります。

問題職員を処分して、訴えられてからでは、解決が難しくなるので、7月10日に当事務所で開催するセミナーにご参加ください。事業主様・人事労務担当者様が、必ず押さえておくべき労務知識を弁護士がご提供します。

